

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 26 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について
(協力依頼)

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、輸入物価の上昇に端を発する急激な物価上昇に対して、賃金の上昇が追いついていない状況にあります。物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）」が策定されました。（指針及び概要については別添 1 及び 2 をご参照ください。）

本指針は、公正取引委員会による「令和 5 年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（以下「特別調査」という。）」の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を 1 2 の行動指針として取りまとめたものです。

労務費の適切な転嫁を実現していくためには、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要であり、この度、内閣官房及び公正取引委員会より、各府省庁宛てに本指針の周知徹底について依頼が参ったところです。

つきましては、本指針に関して、貴会におかれましても、貴会員病院等に対する周知について、御協力、御配慮をお願いいたします。

本指針の概要については、公正取引委員会の YouTube チャンネル
(<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>) にて動画配信も行っておりますので適宜ご参照ください。

また、中小企業庁において、対面及び Microsoft Teams によるオンラインとのハイブリット開催による全国ブロック説明会（12 月 26 日～令和 6 年 1 月 18 日）を行っておりますので、適宜、御紹介をいただきますよう、お願いいたします。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2023/231218.html>

なお、本事務連絡を踏まえ、本指針に関する各団体等における取組状況（会員への周知活動、本指針への対応状況の把握等）については、別途、フォローアップの実施が予定されておりますので、その際には格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上